

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年7月12日開催 全国地方銀行協会／

令和5年7月13日開催 第二地方銀行協会]

1. 事業者支援について

- 事業者支援について、改めて、これまでの皆様の大変なご尽力に感謝申し上げます。
- コロナの長期化に加えて物価高、人手不足の影響など、引き続き厳しい状況に直面している事業者も多く存在している。また、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、特に債務が増大した事業者に対する事業再生や再チャレンジを支援する必要性が高まってきている。
- こうした問題意識の下、2023年4月から6月にかけて、全国各地で事業再生等の事業者支援策や支援事例を紹介する説明会を開催した。
- 昨年まではゼロゼロ融資を含む資金繰り支援がメインであったと思うが、コロナの出口が見えてくる中では、経営改善支援や事業再生支援等が重要となってくる。各金融機関におかれては、事業者に必要な抜本的な支援を先延ばしすることなく、手間やコストがかかっても、事業者の置かれた状況に応じた支援を徹底していただくよう、改めてお願い申し上げます。
- 今後、各金融機関から、事業者支援の取組状況や課題等をよくお聞きして、金融庁としても、引き続き、関係省庁と連携しつつ施策をしっかりと前に進めていきたい。

2. 経営改革について

- 地域銀行の経営改革について、地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立していただくことが重要である。
- こうした観点から、金融庁として様々な環境整備をしている。既に、そうした環境整備も踏まえ、改正銀行法を活用した銀行業高度化等会社の設立や、他の金融機関との経営統合など、様々な動きもみられている。

- それぞれの金融機関にあった、持続可能なビジネスモデルを確立することは、まさに経営トップの最も重要な仕事と言える。また、具体的な経営改革を企画・実行し、成果を出すまでには相当の時間を要する。他方で、ITの進化を始めとして、金融機関を取り巻く環境の変化は非常に早いと言える。従って、これまで以上に時間軸を意識していただき、躊躇することなく果敢な経営判断を行い、経営改革を進めていただきたい。

3. リスク管理について

- リスク管理について、我が国の銀行は、総じて充実した流動性や資本を有しており、金融システムは総体として安定していると評価している。
一方、国内外の金利動向や為替動向など、金融機関を巡る経済・金融市場の動向は引き続き流動的な状況にあると考えている。また、海外の出来事などが思わぬ形で本邦金融機関に影響をもたらすというリスクも否定できない。各金融機関におかれては、市場動向や金融を取り巻く状況の変化を予断なく注視いただくとともに、市場の急変時などに機動的に対応できるリスク管理態勢や危機管理態勢を整えていただくようお願いする。
- 金融庁としても、内外の経済・金融市場の動向や、それが金融システムの安定性に与える影響などについて、引き続き強い警戒心を持って注視していくことはもちろんのこと、各金融機関の態勢整備の状況をしっかりフォローさせていただく。

4. 骨太の方針等について

- 2023年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2023」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等が閣議決定された。金融庁が今後重点的に取り組むべき主要な施策、例えば、サステナブルファイナンスの推進や地域金融機関による人材マッチング強化など、多くの施策を盛り込んでいる。
- そのうちの一つに、2022年11月に策定した資産所得倍増プランを着実に推進することを掲げており、金融庁としては、新しいNISA制度が2024年1月から開始することを踏まえ、NISA制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化していく。また、広く国民に金融経済教育を届ける観点から、官民連携して、地方を含めた金融経済教育の推進体制を整備

していく。

いずれについても、国民の安定的な資産形成を促す観点から、地域における幅広いネットワークを有し、中核的な役割を担う地域金融機関の協力が必要不可欠と考えているので、積極的な連携・協力をお願いする。

- また、「貯蓄から投資」の流れを進め、安定的な資産形成を促していく上では、資産運用会社やアセットオーナーが果たすべき役割は大きいと考えている。そのため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組みを行うこととしている。

こうした観点から、新しい資本主義実現会議の下で、具体的な政策プランを年内にまとめることを掲げている。具体的な施策の内容は、今後、内外の関係者とコミュニケーションを図りながら、検討を進めていきたいと考えているので、皆様からも是非ご意見を頂戴できればと考えている。

5. SVB 破綻等を踏まえた国際的な議論の動向について

- シリコンバレー・バンクの破綻等を踏まえた国際的な議論について、足元の状況を紹介する。
- まず 2023 年 6 月 6 日にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が開催され、プレス・リリースが公表された。この中で最近の銀行の混乱について以下の認識を共有している。
 - ・ 銀行の財務・業務運営上の強靭性を強化するためには、銀行自身のリスク管理やガバナンス態勢の強化が最優先事項
 - ・ 銀行実務の課題を特定し即座に改善させるためには、監督当局が早期かつ実効的に行動する能力と意思を備えていることが不可欠
 - ・ グローバルな銀行システムの強靭性を強化するためには、バーゼル III 改革の早期、完全かつ一貫した形での実施が重要
- 加えて、BCBS は、銀行監督の実効性の強化、流動性リスク管理及び銀行勘定金利リスクを含め、最近の銀行の混乱から得られる規制監督上の含意について検討を継続するとしている。

- また、2023年7月6日に金融安定理事会（FSB）本会合が開催され、プレス・リリースが公表された。この中でFSBによる作業計画の見直しに言及がなされている。具体的には、金利と流動性リスクの相互関連性、テクノロジーやSNSが預金流出に果たす役割、に関する作業に注力するとしているほか、破綻処理枠組みに関する教訓に対する詳細なレビューにも取り組むとしている。また、NBF I セクターの脆弱性の対処にも継続して取り組む旨が記載されており、2023年9月のG20にNBF I（Non-Bank Financial Intermediation）セクターのレバレッジや作業計画の進捗状況について報告書を提出する予定とされている。
- このほか気候変動や暗号資産についても本会合では議論がなされた。具体的には、気候変動についてはISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の2つの基準の最終化が歓迎された。また、暗号資産についてはFSBハイレベル勧告の最終化を承認するとともに同ハイレベル勧告をいかに実効的に実施していくかについても議論がなされた。暗号資産がマクロ経済に与える影響についてはIMFが検討しており、FSBの作業とあわせてIMF-FSB統合報告書の作業が進んでいる。
- 引き続き、皆様の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

6. マネロンレポートの公表及び態勢整備について

- 2022事務年度版の「マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、マネロンレポート）を6月30日に公表した（これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、2023年で4回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、自らの態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

※ レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑

化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済(収納代行)等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。

- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている 2024 年 3 月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた計画検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024 年 3 月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っていく。

7. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2022 年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を 6 月 30 日に公表した(2019 年から公表しており、2023 年で 5 回目)。
- 2022 年度のレポートと同様に、「障害発生 of 端緒」^{※1}毎に、障害の傾向、原因及び課題を分析している。加えて、障害時に業務を早期復旧させるレジリエンスの重要性が高まっていることを踏まえて、新たにインシデント対応の良好事例を盛り込んでいる^{※2}。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

※1 以下の①～④の障害発生 of 端緒毎に、システム障害の傾向、原因及び課題を整理。

①サイバー攻撃、不正アクセス等

不正アクセスによる情報漏えい、サポート期限切れ機器のマルウェア感染、DDoS 攻撃によりホームページが閲覧できない状態が発生。重要な外部委託先を含めたセキュリティ対策の強化とインシデント発生時のレジリエンスの強化が課題。

②日常の運用・保守等

障害時に冗長構成が機能しない状態や、外部委託先のシステム障害で復旧が遅延する状態が発生。外部委託先における対応を含めた復旧手順を整備し、外部委託先との共同訓練を通じた、復旧手順の実効性の確保が課題。

③システム統合・更改や機能追加等

機能追加のためのプログラム改修時等に障害が発生。システム仕様書などの IT 資産の整備や、有識者の適切な配置等によるレビュー態勢の整備が課題。

④プログラム更新、普段と異なる特殊作業等

プログラム更新時や不定期作業時に、外部委託先による設定ミスや作業の誤りによって、ATM 等が停止。システム変更に関する作業手順の検証態勢の整備、本番環境に即したテストの実施、多層的なチェック態勢の整備など、作業品質の向上が課題。

※2 良好事例

クラウド障害により ATM が停止。コンティジェンシープランに基づき、職員が迅速に ATM を手動復旧させた。また、担当でない職員も復旧対応できるようマニュアルを整備し、訓練を実施している。

8. リテールビジネスの在り方について

- 2023 年 6 月 30 日に、「リスク性金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した(2018 年から公表しており、2023 年で 6 回目)。
- モニタリング結果については、6 月の意見交換会の際にお伝えしたので省略するが、例えば、積立投資信託を行っている顧客の割合が増加しているなど、「貯蓄から投資」に対する国民の意識は一段と高まっていると考えられる。一方で、安定的な資産形成を目指す顧客等への仕組債や外貨建て一時払い保険の販売で典型的に見られたとおり、「顧客の利益」よりも、「金融機関の収益」を重視した販売を行えば、「貯蓄から投資」の流れを阻害するおそれがある。
- 各金融機関におかれては、「顧客の最善の利益」の実現に向けて、指摘された問題点のみを正すというミニマムな対応にとどまらず、より顧客のためになるベストプラクティスを目指し、国民の安定的な資産形成に向けたサポートをお願いしたい。
- 金融庁としても、顧客本位の業務運営の確保がより一層進展するよう、モニタリング等を続けていきたい。

9. 経済安全保障推進法に基づく内閣府令（案）公表について

- 先般、経済安全保障法制に関する有識者会議が開催され、そこで示された内容のうち以下について、内閣府令（案）の意見公募手続（7月14日締切）が開始された。
 - ・ 規制対象となる事業者の指定基準
 - ・ 特定重要設備
- 本制度は、金融を含む基幹インフラの指定事業者に対して、その特定重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。

金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。
- 金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、金融庁では総合政策局リスク分析総括課の経済安全保障室で運営している。各金融機関におかれては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用いただきたい。

10. 「令和5年6月29日からの大雨」及び「令和5年7月7日からの大雨」にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和5年6月29日からの大雨及び令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- まず、6月29日からの大雨にかかる災害等に対し、山口県に災害救助法が適用されたことを受け、7月3日、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を山口県内の関係金融機関等に発出した。
- 次に、7月7日からの大雨にかかる災害等に対し、島根県、佐賀県、大分県及び福岡県に災害救助法が適用されたことを受け、7月10日及び11日に、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。

- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

11. 事業者支援に関するヒアリング等について

- 事業者支援については、資金繰り支援を中心としたものから、今後はより一層、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の適切な実施が重要となる。
- 事業再生を含む事業者支援を更に推進するためには、各金融機関における取組状況や課題等をしっかりと把握する必要があるため、今後、金融庁において、事業者支援に係るデータ収集や金融機関へのヒアリングを実施する予定なので、協力いただきたい。

12. 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポートの公表について

- 2023年の「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」を6月28日に公表した。
- 金融仲介機能の向上に向けた金融庁・財務局の取組みや、地域金融機関の特徴的な取組み事例を紹介しており、
 - ・ 事業者支援を後押しする取組み（事業者支援態勢構築プロジェクト、要支援先の優先順位付けに資するAIモデルの構築、「業種別支援の着眼点」の作成・公表など）
 - ・ 融資以外の新たな支援ニーズへの対応（地域金融機関による経営人材マッチング支援や、取引先のデジタル化支援など）
 - ・ 地域金融機関のガバナンス・人的資本の状況等について記載している。
- 本レポートも参考としていただきながら、引き続き、金融仲介機能を十分に発揮いただくことを期待している。

- 特に、ガバナンス・人的資本については、本レポートで触れているように、例えば、
 - ・ コーポレートガバナンスの発揮に向け、取締役会の構成や取締役による議論の活性化について、検討や工夫がなされているか
 - ・ 経営戦略を踏まえた人材戦略が策定・実行されているか
 - ・ 持続的な価値創造に向けて、ダイバーシティや多様な職員が能力を発揮できる職場環境が確保されているかなど、取組みの深度について、各行ごとに差がみられた。
- 今事務年度も、経営改革を支えるガバナンス・人的資本に関して、経営トップをはじめとする地域金融機関各層の役職員や、社外取締役などとの対話を実施し、個別にしっかりと議論させていただくことを予定している。

13. 企業アンケート調査結果の公表について

- 金融庁では、2015 事務年度以降、地域金融機関をメインバンクとする企業等へのアンケート調査（「企業アンケート調査」）を通じて、地域金融機関の金融仲介の取組みに対する取引先企業の評価等を確認しており、2023 年 2～3 月に実施したアンケート調査の結果を 6 月 28 日に公表した。
- 主な内容として
 - ・ 実質無利子無担保融資の借入状況と返済意向、原材料費高や為替変動の資金繰りへの影響
 - ・ メインバンクの金融仲介プロセスに対する評価、受けたいサービス
 - ・ 経営人材採用の検討、事業承継・事業再生の認識、経営者保証の現状等について記載している。

14. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止し、ドル LIBOR についても 2023 年 6 月末に公表が停止された。移行対応が完了していない契約が残存する金融機関においては、公表停止後の最初の金利更改日までに移行対応を完了できるよう、遺漏なき対応をお願いしたい。
- 現在、2023 年 6 月末基準での「第 5 回 LIBOR 利用状況調査」に協力いただいているが、その結果も踏まえ、金融庁は引き続き日本銀行と連携し、残存するドル LIBOR 参照契約や、2023 年 7 月から時限的に公表開始された擬似的な LIBOR であるシンセティックドル LIBOR 参照契約について、移行対応のモニタリングを継続し、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

15. サステナブルファイナンスの取組について

- 2023 年 6 月に、サステナブルファイナンスに関する報告書をいくつか公表したので紹介する。
- 1 つ目は、6 月 30 日に「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」を公表した。サステナブルファイナンスに係る直近 1 年間の施策の状況と今後の課題・施策をまとめている。人材育成については、各業界団体にもアンケートにご協力いただき感謝申し上げます。アンケートからは中途採用よりも社内育成のニーズが高く、即戦力人材を確保する観点から業界全体としての取組みの重要性が指摘されている。業界団体等による研修等の対応への期待が大きいものであり、報告書も参考にしながら取り組んでいただければ幸いである。
- 2 つ目は、6 月 30 日に「インパクト投資等に関する検討会報告書」を公表した。検討会で計 8 回にわたり議論を行い、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。また、インパクト投資の基本的な考え方や要件等を取りまとめた「基本的指針案」のパブリックコメントを開始した。10 月 10 日までコメント期間としており、コメントを踏まえて最終化していく予定である。報告書では、更なる投資促進策とし

て、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。インパクト投資については、地域で創業等を図る企業についても活用可能性が指摘されている。国内外での検討はこれからという段階であるが、本年中にも設置予定の「コンソーシアム」等の議論を是非フォローあるいは参加していただけると幸いである。

- 3つ目は、6月27日に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」を公表した。検討会で計7回にわたり議論を行い、カーボンニュートラルに向けての重要なテーマである企業の移行計画策定について、金融機関によるエンゲージメントの拡大に資するよう、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。
- 特に、地域については、企業の脱炭素への取り組み状況がまちまちであることを踏まえ、地域全体での面的対応の重要性を指摘している。この点は、先日（6月16日）に決定・公表した骨太の方針2023において「地域でのGX投融資を促すため、地方自治体と地域企業、金融機関等による推進協議体の設置等を支援する。」と明記し、地域における主体的な取り組みを支援していくこととしているところ。本方針に基づく第1号案件として、2023年6月23日、北海道で「Team Sapporo-Hokkaido」の設立が公表された。北海道・札幌市を中心として、再生可能エネルギーの潜在力が非常に高いといった利点を最大限活用して、投資を呼び込み、脱炭素と成長を実現する地域の協議体を設けるもの。地域の産業構造等によって、各地域で課題は様々であるが、他の地域においても、自治体や企業と連携して戦略的に対応を進めることが重要であり、参考にしていただけると幸いである。

16. NISA の周知・広報等について

- NISA については、地方公共団体や商工団体会員企業における資産形成に関する取組みを支援できるよう、各財務局に相談窓口を設けることとした。
- 当該窓口には、職員・社員等向けの資産形成セミナー等に関する講師派遣の相談が寄せられる予定である。全国銀行協会などの関係団体に協力いただき、これらの相談をつなぐ先を整備した。
- また、各地の銀行本支店等に派遣可能な講師がいる場合には、そちらにも財務局から相談ができるよう、対応可能な金融機関の一覧の更新に協力いただいた。
- 様々な協力に、感謝申し上げる。
- なお、各金融機関から講師を派遣していただく場合には、全国銀行協会の後援名義を受けることも可能である。具体的な申請方法については、同協会から事務連絡が発出されていると承知している。
- 金融庁からも、全国の自治体や都道府県の連合会に対して、財務局の相談窓口のほか、事業主が従業員の安定的な資産形成を支援することの重要性を伝えている。6月16日には、国家公務員向けの資産形成セミナーも開催している。
- 各行におかれても、現場レベルも含めて、NISA をはじめとする、職域における資産形成支援について、周知・広報活動の積極的な展開や、金融庁も含めた関係団体との連携強化を改めてお願いしたい。

(以 上)